

令和6年度 御前崎港バルク貨物利用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、御前崎港を利用したバルク貨物(バルク貨物船を利用した貨物で、コンテナ貨物、完成自動車等により輸送される貨物を除く。)を輸出入する荷主に対し、御前崎港振興会が輸出入に要する経費の一部を助成することにより、御前崎港における新たな荷主の発掘と取扱貨物の増量を図り、もって御前崎港の利用促進に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金は、令和6年4月1日以降に、御前崎港を利用してバルク貨物を輸出入する荷主に交付するものとする。

2 前項に定める荷主とは、輸入は通関申告荷主とし、輸出は実運送人が発行する船荷証券(B/L(waybillを含む。))上の荷主(荷送人)とする。

(助成期間)

第3条 助成期間は、令和6年4月1日から始まり令和7年3月31日に終わるものとする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額等は、次のとおりとする。

助成額	交付の限度
1t (NET) につき 100 円 (1回の取扱において、1tに満たない端数は切捨て)	30万円/助成期間・荷主

2 助成金の交付は、予算額の範囲内とする。

(交付請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする荷主は、輸出入を行った翌月の10日までに、海貨業者を通じて御前崎港バルク貨物利用助成金交付申請書(様式第1号)に別に定める書類を添えて、御前崎港振興会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、申請書を受理した日から14日以内に内容を審査し、助成金交付の可否を決定する。

2 会長は、交付を決定したときは、御前崎港バルク貨物利用助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するとともに助成金を交付し、不交付の場合は、御前崎港バルク貨物利用助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

(助成金の返還)

第7条 会長は、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、当事業の運用について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年度通常総会にて議決後施行し、改正後の御前崎港バルク貨物利用助成事業実施要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。